

お薬に関するお知らせ

ジェネリック医薬品（後発医薬品） 推進のお知らせ

厚生労働省より、患者負担の軽減ならびに医療費の削減の観点などから、ジェネリック医薬品の促進が求められております。

当院においては、ジェネリック医薬品のシェア90%以上を掲げており、ジェネリック医薬品の使用を促進しております。

皆様のご理解ならびにご協力をお願いいたします。

バイオ後発品（バイオシミラー） の使用促進について

当院では、厚生労働省の方針に従いバイオ後発品を積極的に採用しております。バイオ後発品は、先行バイオ医薬品と品質・有効性・安全性において同等であることが確認されたお薬です。バイオ後発品を使用する事で、患者さんの負担を抑えることが可能です。

当院ではバイオ後発品を使用することを、ご了承ください。

一般名処方ならびに長期収載品 （先発医薬品）に関するお知らせ

当院では一般名（成分名）により処方しております。これにより、保険薬局において特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、柔軟に対応することができます。

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、患者さまに「特別の料金」をご負担いただくことがあります。

「特別の料金」の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の患者負担とは別にお支払いいただきます。



医薬品の供給不足に対する対応について

昨今の全国的な医薬品供給不足によって、一部のお薬が不足する事態が発生しております。

当院では代替薬の調達を行い、これまでと変わらない治療が継続できるよう取り組んでおります。代替薬に変更することで大きさや見た目が変更となる場合があることをご了承下さい。

長期処方・リフィル処方せん についてのお知らせ

当院では患者さんの状態にあわせて下記の対応が可能です。

- ・28日以上長期の処方せんを発行すること
- ・リフィル処方せんを発行すること

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断いたします。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師および薬剤師の適切な連携のもとで、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることができない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください。

留意点

- ① 医師が患者さまの病状等をふまえ、個別に投与期間を判断します。
- ② 投与量に限度が定められている医薬品および貼付剤（一部を除く）は利用できません。
- ③ 薬剤師は、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧めることがあります。
- ④ 次回の調剤予定の確認の際、あるいは予定される時期に患者さまが来局されない場合などに、薬剤師から状況確認のため連絡させていただく場合があります。また、患者さまが他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- ⑤ 患者さまの体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は調剤を行わず患者さまに受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

